

呉市地域防災計画（基本編）新旧対照表 （修正箇所一覧票）

※修正部分は、下線で示しています。

修正理由については、次のとおりとし、新旧対照表には番号で記載しています。

- ① 「災害対策基本法」及び「防災基本計画」の改正による修正
「広島県地域防災計画」及び「広島県水防計画」の見直しによる整合性を図るための修正
防災関係機関等の制度変更等に伴う修正
- ② 機構改革や組織名称変更に伴う修正
- ③ 統計データの修正や文言整理等に伴う修正

ページ	現 行	改正案	変更理由																				
P 1	<p>第 1 章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p>																					
P 7	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広島労働局（呉労働基準監督署・呉公共職業安定所）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国四国農政局 広島地域センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務または業務の大綱	(略)	(略)	広島労働局（呉労働基準監督署・呉公共職業安定所）	(略)	中国四国農政局 広島地域センター	(略)	(略)	(略)	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広島労働局（呉労働基準監督署・呉公共職業安定所）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国四国農政局 広島支局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務または業務の大綱	(略)	(略)	広島労働局（呉労働基準監督署・呉公共職業安定所）	(略)	中国四国農政局 広島支局	(略)	(略)	(略)	③
機関名	事務または業務の大綱																						
(略)	(略)																						
広島労働局（呉労働基準監督署・呉公共職業安定所）	(略)																						
中国四国農政局 広島地域センター	(略)																						
(略)	(略)																						
機関名	事務または業務の大綱																						
(略)	(略)																						
広島労働局（呉労働基準監督署・呉公共職業安定所）	(略)																						
中国四国農政局 広島支局	(略)																						
(略)	(略)																						
P 1 1	<p>(略)</p> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国家公務員共済会 呉共済病院（以下「呉共済病院」という。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院（以下「中国労災病院」という。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務または業務の大綱	(略)	(略)	国家公務員共済会 呉共済病院（以下「呉共済病院」という。）	(略)	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院（以下「中国労災病院」という。）	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国家公務員共済会 呉共済病院（以下「呉共済病院」という。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院（以下「中国労災病院」という。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務または業務の大綱	(略)	(略)	国家公務員共済会 呉共済病院（以下「呉共済病院」という。）	(略)	独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院（以下「中国労災病院」という。）	(略)	(略)	(略)	③
機関名	事務または業務の大綱																						
(略)	(略)																						
国家公務員共済会 呉共済病院（以下「呉共済病院」という。）	(略)																						
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院（以下「中国労災病院」という。）	(略)																						
(略)	(略)																						
機関名	事務または業務の大綱																						
(略)	(略)																						
国家公務員共済会 呉共済病院（以下「呉共済病院」という。）	(略)																						
独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院（以下「中国労災病院」という。）	(略)																						
(略)	(略)																						
P 1 4	<p>(略)</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p>	<p>(略)</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p>																					
P 1 6	<p>(略)</p> <p>第 2 節 風水害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第 1 浸水・波浪・高潮災害の予防</p> <p>(略)</p> <p>1 河川等の氾濫防止対策</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 2 節 風水害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第 1 浸水・波浪・高潮災害の予防</p> <p>(略)</p> <p>1 河川等の氾濫防止対策</p> <p>(略)</p>																					

ページ	現 行	改正案	変更理由																																																																
P 2 6	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>砂防事業</td><td>砂防指定河川218 (H27.3月末現在), 砂防河川の延長190.63km に対する山腹の崩壊, 溪流の浸食を防止するため, 堰堤の増設を始め, 流路工の整備など砂防工事の推進を図る。</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	砂防事業	砂防指定河川218 (H27.3月末現在), 砂防河川の延長190.63km に対する山腹の崩壊, 溪流の浸食を防止するため, 堰堤の増設を始め, 流路工の整備など砂防工事の推進を図る。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>砂防事業</td><td>砂防指定河川218 (H28.3月末現在), 砂防河川の延長190.63km に対する山腹の崩壊, 溪流の浸食を防止するため, 堰堤の増設を始め, 流路工の整備など砂防工事の推進を図る。</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	砂防事業	砂防指定河川218 (H28.3月末現在), 砂防河川の延長190.63km に対する山腹の崩壊, 溪流の浸食を防止するため, 堰堤の増設を始め, 流路工の整備など砂防工事の推進を図る。	(略)	(略)	③																																																
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)																																																																		
砂防事業	砂防指定河川218 (H27.3月末現在), 砂防河川の延長190.63km に対する山腹の崩壊, 溪流の浸食を防止するため, 堰堤の増設を始め, 流路工の整備など砂防工事の推進を図る。																																																																		
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)																																																																		
砂防事業	砂防指定河川218 (H28.3月末現在), 砂防河川の延長190.63km に対する山腹の崩壊, 溪流の浸食を防止するため, 堰堤の増設を始め, 流路工の整備など砂防工事の推進を図る。																																																																		
(略)	(略)																																																																		
P 2 7	(略) 第7 孤立集落における災害予防対策	(略) 第7 孤立集落における災害予防対策																																																																	
P 2 8	(略) 1 孤立予想集落の現況 (略) (2) 孤立の条件 (略)	(略) 1 孤立予想集落の現況 (略) (2) 孤立の条件 (略)																																																																	
	<table border="1"> <tr><td>地区名</td><td>孤立予想集落名</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>音 戸</td><td>波多見, 波多見西, 奥の内, 田原, 早瀬, 藤脇 (倉橋・釣土田を含む)</td></tr> <tr><td>倉 橋</td><td>宇和木, 長谷, 長谷北_____, 大迫, 才の木, 西宇土, 大向, 重生, 灘, 江ノ浦, 光ヶ瀬, 尾立, 室尾, 袋の内, 納, 洲ノ崎, 海越, 鹿老渡, 鹿島上, 鹿島中, 鹿島下, 本浦, 尾曾郷, 須川</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>豊</td><td>三角, 沖友, 豊_____, 御手洗, 久比</td></tr> </table>	地区名	孤立予想集落名	(略)	(略)	音 戸	波多見, 波多見西, 奥の内, 田原, 早瀬, 藤脇 (倉橋・釣土田を含む)	倉 橋	宇和木, 長谷, 長谷北_____, 大迫, 才の木, 西宇土, 大向, 重生, 灘, 江ノ浦, 光ヶ瀬, 尾立, 室尾, 袋の内, 納, 洲ノ崎, 海越, 鹿老渡, 鹿島上, 鹿島中, 鹿島下, 本浦, 尾曾郷, 須川	(略)	(略)	豊	三角, 沖友, 豊_____, 御手洗, 久比	<table border="1"> <tr><td>地区名</td><td>孤立予想集落名</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>音 戸</td><td>波多見, 波多見西_____, 田原, 早瀬, 藤脇 (倉橋・釣土田を含む)</td></tr> <tr><td>倉 橋</td><td>宇和木, 長谷, 長谷北, 長谷西, 大迫, 才ノ木, 西宇土, 大向, 重生, 灘, 江ノ浦, 光ヶ瀬, 尾立, 室尾, 袋の内, 納, 洲ノ崎, 海越, 鹿老渡, 鹿島上, 鹿島中, 鹿島下, 本浦, 尾曾郷, 須川</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>豊</td><td>三角, 沖友, 大長, 御手洗, 久比</td></tr> </table>	地区名	孤立予想集落名	(略)	(略)	音 戸	波多見, 波多見西_____, 田原, 早瀬, 藤脇 (倉橋・釣土田を含む)	倉 橋	宇和木, 長谷, 長谷北, 長谷西, 大迫, 才ノ木, 西宇土, 大向, 重生, 灘, 江ノ浦, 光ヶ瀬, 尾立, 室尾, 袋の内, 納, 洲ノ崎, 海越, 鹿老渡, 鹿島上, 鹿島中, 鹿島下, 本浦, 尾曾郷, 須川	(略)	(略)	豊	三角, 沖友, 大長, 御手洗, 久比	③ ③ ③																																								
地区名	孤立予想集落名																																																																		
(略)	(略)																																																																		
音 戸	波多見, 波多見西, 奥の内, 田原, 早瀬, 藤脇 (倉橋・釣土田を含む)																																																																		
倉 橋	宇和木, 長谷, 長谷北_____, 大迫, 才の木, 西宇土, 大向, 重生, 灘, 江ノ浦, 光ヶ瀬, 尾立, 室尾, 袋の内, 納, 洲ノ崎, 海越, 鹿老渡, 鹿島上, 鹿島中, 鹿島下, 本浦, 尾曾郷, 須川																																																																		
(略)	(略)																																																																		
豊	三角, 沖友, 豊_____, 御手洗, 久比																																																																		
地区名	孤立予想集落名																																																																		
(略)	(略)																																																																		
音 戸	波多見, 波多見西_____, 田原, 早瀬, 藤脇 (倉橋・釣土田を含む)																																																																		
倉 橋	宇和木, 長谷, 長谷北, 長谷西, 大迫, 才ノ木, 西宇土, 大向, 重生, 灘, 江ノ浦, 光ヶ瀬, 尾立, 室尾, 袋の内, 納, 洲ノ崎, 海越, 鹿老渡, 鹿島上, 鹿島中, 鹿島下, 本浦, 尾曾郷, 須川																																																																		
(略)	(略)																																																																		
豊	三角, 沖友, 大長, 御手洗, 久比																																																																		
P 2 9	(略) 第3節 火災予防計画	(略) 第3節 火災予防計画																																																																	
P 3 1	(略) 第9 消防力の充実 (略) 2 消防水利の確保 (略)	(略) 第9 消防力の充実 (略) 2 消防水利の確保 (略)																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種</th> <th colspan="2">消火栓</th> <th colspan="4">防火水槽</th> <th rowspan="3">プ ー ル</th> <th rowspan="3">河 川</th> <th rowspan="3">溝</th> <th rowspan="3">濠</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公設</th> <th rowspan="2">私設</th> <th colspan="2">公設</th> <th colspan="2">私設</th> </tr> <tr> <th>40t 以上</th> <th>40t 未満</th> <th>40t 以上</th> <th>40t 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数</td> <td>5,221</td> <td>408</td> <td>415</td> <td>62</td> <td>173</td> <td>52</td> <td>53</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	種	消火栓		防火水槽				プ ー ル	河 川	溝	濠	公設	私設	公設		私設		40t 以上	40t 未満	40t 以上	40t 未満	数	5,221	408	415	62	173	52	53	10	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種 別</th> <th colspan="2">消火栓</th> <th colspan="4">防火水槽</th> <th rowspan="3">プ ー ル</th> <th rowspan="3">河 川</th> <th rowspan="3">溝</th> <th rowspan="3">濠</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公設</th> <th rowspan="2">私設</th> <th colspan="2">公設</th> <th colspan="2">私設</th> </tr> <tr> <th>40t 以上</th> <th>40t 未満</th> <th>40t 以上</th> <th>40t 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数</td> <td>5,242</td> <td>408</td> <td>417</td> <td>64</td> <td>174</td> <td>52</td> <td>58</td> <td>11</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	消火栓		防火水槽				プ ー ル	河 川	溝	濠	公設	私設	公設		私設		40t 以上	40t 未満	40t 以上	40t 未満	数	5,242	408	417	64	174	52	58	11	-	-	③
種	消火栓		防火水槽				プ ー ル	河 川							溝	濠																																																			
	公設		私設	公設		私設																																																													
		40t 以上		40t 未満	40t 以上	40t 未満																																																													
数	5,221	408	415	62	173	52	53	10	-	-																																																									
種 別	消火栓		防火水槽				プ ー ル	河 川	溝	濠																																																									
	公設	私設	公設		私設																																																														
			40t 以上	40t 未満	40t 以上	40t 未満																																																													
数	5,242	408	417	64	174	52	58	11	-	-																																																									

ページ	現 行	改正案	変更理由																																																								
P 3 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>池</th> <th>海</th> <th>井戸</th> <th>他その</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>46</td> <td>2</td> <td>221</td> <td>6,666</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成27年3月31日現在)</p>	池	海	井戸	他その	合計	3	46	2	221	6,666	<table border="1"> <thead> <tr> <th>池</th> <th>海</th> <th>井戸</th> <th>他その</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>49</td> <td>2</td> <td>224</td> <td>6,704</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年3月31日現在)</p>	池	海	井戸	他その	合計	3	49	2	224	6,704	③																																				
池	海	井戸	他その	合計																																																							
3	46	2	221	6,666																																																							
池	海	井戸	他その	合計																																																							
3	49	2	224	6,704																																																							
P 3 2	(略)	(略)																																																									
P 3 3	<p>第 4 節 都市構造の防災化</p> <p>(略)</p> <p>第 2 建築物の不燃化の推進</p> <p>1 防火，準防火地域の指定</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (h a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火地域</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>準防火地域</td> <td>494</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 27 年 3 月 31 日現在)</p>		面積 (h a)	防火地域	107	準防火地域	494	<p>第 4 節 都市構造の防災化</p> <p>(略)</p> <p>第 2 建築物の不燃化の推進</p> <p>1 防火，準防火地域の指定</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (h a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火地域</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>準防火地域</td> <td>494</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 28 年 3 月 31 日現在)</p>		面積 (h a)	防火地域	107	準防火地域	494	③																																												
	面積 (h a)																																																										
防火地域	107																																																										
準防火地域	494																																																										
	面積 (h a)																																																										
防火地域	107																																																										
準防火地域	494																																																										
P 3 4	<p>(略)</p> <p>第 4 建築物・公共土木施設，危険物施設等，農林漁業施設等の災害予防の推進</p> <p>(略)</p> <p>4 交通施設等の安全化</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 4 建築物・公共土木施設，危険物施設等，農林漁業施設等の災害予防の推進</p> <p>(略)</p> <p>4 交通施設等の安全化</p> <p>(略)</p>																																																									
P 3 6	<p>【緊急輸送道路の指定路線】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>道路種別</th> <th>路線名</th> <th>路線現況延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道487号</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道487号 (藤脇バイパス)</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>主要地方道</td> <td>音戸倉橋線 (警固屋・音戸バイパス)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号	26.7	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)	2.9	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号 (藤脇バイパス)	1.3	第 1 次	主要地方道	音戸倉橋線 (警固屋・音戸バイパス)	1.0	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【緊急輸送道路の指定路線】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>道路種別</th> <th>路線名</th> <th>路線現況延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道487号</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道487号 (藤脇バイパス)</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号	26.7	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)	3.9	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号 (藤脇バイパス)	1.3	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	③
機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号	26.7																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)	2.9																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号 (藤脇バイパス)	1.3																																																								
第 1 次	主要地方道	音戸倉橋線 (警固屋・音戸バイパス)	1.0																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号	26.7																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)	3.9																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号 (藤脇バイパス)	1.3																																																								
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
P 3 7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>道路種別</th> <th>路線名</th> <th>路線現況延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道487号</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道487号 (藤脇バイパス)</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号	26.7	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)	3.9	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号 (藤脇バイパス)	1.3	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>道路種別</th> <th>路線名</th> <th>路線現況延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道487号</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>第 1 次</td> <td>一般国道 (指定区間外)</td> <td>国道487号 (藤脇バイパス)</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)	(略)	(略)	(略)	(略)	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号	26.7	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)	3.9	第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号 (藤脇バイパス)	1.3	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	③
機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号	26.7																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)	3.9																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号 (藤脇バイパス)	1.3																																																								
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号	26.7																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道 487 号 (警固屋・音戸バイパス)	3.9																																																								
第 1 次	一般国道 (指定区間外)	国道487号 (藤脇バイパス)	1.3																																																								
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																								

ページ	現 行	改正案	変更理由																																																																																																																																																		
P 3 8	<p>8 危険物施設等の安全化 (略)</p> <p>(1) 消防法に定める危険物施設の予防対策 ア 市における消防法に定める危険物施設の箇所数は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造所</th> <th colspan="7">貯蔵所</th> <th colspan="4">取扱所</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>屋内</th> <th>屋外タンク</th> <th>屋内タンク</th> <th>地下タンク</th> <th>簡易タンク</th> <th>移動タンク</th> <th>屋外</th> <th>給油</th> <th>第一種販売</th> <th>第二種販売</th> <th>移送</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ー</td> <td>113</td> <td>63</td> <td>19</td> <td>74</td> <td>6</td> <td>62</td> <td>22</td> <td>92</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>140</td> <td>598</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成27年3月31日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 高圧ガス施設の予防対策 ア 市における高圧ガス関係施設の箇所数は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種製造者</th> <th>第2種製造者</th> <th>販売業者</th> <th>第1種貯蔵所</th> <th>第2種貯蔵所</th> <th>特定高圧ガス消費者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43</td> <td>270</td> <td>126</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成27年3月31日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 火薬類施設の予防対策 ア 市における火薬類施設の棟数は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1級火薬庫</th> <th>2級火薬庫</th> <th>3級火薬庫</th> <th>煙火火薬庫</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成27年3月31日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 毒劇物取扱施設の保安対策 ア 市における毒劇物取扱施設の箇所数は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>製造業</th> <th>一般販売業</th> <th>農業用品販売業</th> <th>特定品目販売業</th> <th>業務上取扱者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>161</td> <td>55</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>223</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成27年3月31日現在)</p> <p>(略)</p>	製造所	貯蔵所							取扱所				合計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	移送	一般	ー	113	63	19	74	6	62	22	92	3	1	3	140	598	第1種製造者	第2種製造者	販売業者	第1種貯蔵所	第2種貯蔵所	特定高圧ガス消費者	43	270	126	10	22	29	1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計	7	-	1	1	9	製造業	一般販売業	農業用品販売業	特定品目販売業	業務上取扱者	計	-	161	55	4	3	223	<p>8 危険物施設等の安全化 (略)</p> <p>(1) 消防法に定める危険物施設の予防対策 ア 市における消防法に定める危険物施設の箇所数は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造所</th> <th colspan="7">貯蔵所</th> <th colspan="4">取扱所</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>屋内</th> <th>屋外タンク</th> <th>屋内タンク</th> <th>地下タンク</th> <th>簡易タンク</th> <th>移動タンク</th> <th>屋外</th> <th>給油</th> <th>第一種販売</th> <th>第二種販売</th> <th>移送</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ー</td> <td>112</td> <td>60</td> <td>19</td> <td>74</td> <td>6</td> <td>64</td> <td>23</td> <td>90</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>142</td> <td>596</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年3月31日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 高圧ガス施設の予防対策 ア 市における高圧ガス関係施設の箇所数は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種製造者</th> <th>第2種製造者</th> <th>販売業者</th> <th>第1種貯蔵所</th> <th>第2種貯蔵所</th> <th>特定高圧ガス消費者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42</td> <td>265</td> <td>125</td> <td>10</td> <td>25</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年3月31日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 火薬類施設の予防対策 ア 市における火薬類施設の棟数は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1級火薬庫</th> <th>2級火薬庫</th> <th>3級火薬庫</th> <th>煙火火薬庫</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年3月31日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 毒劇物取扱施設の保安対策 ア 市における毒劇物取扱施設の箇所数は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>製造業</th> <th>一般販売業</th> <th>農業用品販売業</th> <th>特定品目販売業</th> <th>業務上取扱者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>161</td> <td>55</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>223</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年3月31日現在)</p> <p>(略)</p>	製造所	貯蔵所							取扱所				合計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	移送	一般	ー	112	60	19	74	6	64	23	90	2	1	3	142	596	第1種製造者	第2種製造者	販売業者	第1種貯蔵所	第2種貯蔵所	特定高圧ガス消費者	42	265	125	10	25	29	1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計	5	-	1	1	7	製造業	一般販売業	農業用品販売業	特定品目販売業	業務上取扱者	計	-	161	55	4	3	223	<p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p>
製造所	貯蔵所							取扱所				合計																																																																																																																																									
	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	移送		一般																																																																																																																																								
ー	113	63	19	74	6	62	22	92	3	1	3	140	598																																																																																																																																								
第1種製造者	第2種製造者	販売業者	第1種貯蔵所	第2種貯蔵所	特定高圧ガス消費者																																																																																																																																																
43	270	126	10	22	29																																																																																																																																																
1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計																																																																																																																																																	
7	-	1	1	9																																																																																																																																																	
製造業	一般販売業	農業用品販売業	特定品目販売業	業務上取扱者	計																																																																																																																																																
-	161	55	4	3	223																																																																																																																																																
製造所	貯蔵所							取扱所				合計																																																																																																																																									
	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	移送		一般																																																																																																																																								
ー	112	60	19	74	6	64	23	90	2	1	3	142	596																																																																																																																																								
第1種製造者	第2種製造者	販売業者	第1種貯蔵所	第2種貯蔵所	特定高圧ガス消費者																																																																																																																																																
42	265	125	10	25	29																																																																																																																																																
1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計																																																																																																																																																	
5	-	1	1	7																																																																																																																																																	
製造業	一般販売業	農業用品販売業	特定品目販売業	業務上取扱者	計																																																																																																																																																
-	161	55	4	3	223																																																																																																																																																
P 3 9																																																																																																																																																					

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 4 0	<p>10 文教施設等の安全化</p> <p>(1) 幼稚園, 保育所, _____ 小学校, 中学校, 高等学校, 特殊教育諸学校, 大学及び社会教育施設等 (以下「学校・教育施設等」という。) において, 次の安全化対策を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>10 文教施設等の安全化</p> <p>(1) 幼稚園, 保育所, 認定こども園, 地域型保育事業所, _____ 小学校, 中学校, 高等学校, 特殊教育諸学校, 大学及び社会教育施設等 (以下「学校・教育施設等」という。) において, 次の安全化対策を行う。</p> <p>(略)</p>	③
P 4 2	<p>第6節 情報管理・広報体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 情報管理・広報体制の整備</p> <p>(略)</p>	
P 4 3	<p>第2 情報通信設備の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第2 情報通信設備の整備</p> <p>(略)</p>	
P 4 3	<p>1 防災行政無線</p> <p>(略)</p> <p>(2) 整備方針</p> <p>ア 防災行政無線の老朽化に伴う機器更新やデジタル化, 市域内 (旧合併町) で異なったシステムの統合を行い, 市民への迅速かつ的確な防災情報の伝達を行うための整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>1 防災行政無線</p> <p>(略)</p> <p>(2) 整備方針</p> <p>ア 防災行政無線の _____ 機器更新や難聴地区の改善などを行い, _____ 市民への迅速かつ的確な防災情報の伝達を行うための整備を図る。</p> <p>(略)</p>	③
P 4 5	<p>第7節 避難体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 避難体制の整備</p> <p>(略)</p>	
P 4 6	<p>第2 避難体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第2 避難体制の整備</p> <p>(略)</p>	
P 5 0	<p>4 指定避難所等の選定, 確保及び周知</p> <p>(略)</p>	<p>4 指定避難所等の選定, 確保及び周知</p> <p>(略)</p>	
P 5 2	<p>(4) 避難施設等の住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難所等の標識の設置</p> <p>避難所については, 小学校, 中学校等の施設の出入口に設置している表示標識を適正に維持管理する。加えて, 全国統一ピクトグラムを用いたデザインへの変更を検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 避難施設等の住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難所等の標識の設置</p> <p>避難所については, 小学校, 中学校等の施設の出入口に全国統一ピクトグラム等を用いたデザインで災害種別ごとの適応が判る標識を設置し, 適正に維持管理する。</p> <p>(略)</p>	③
P 5 3	<p>第8節 救助・救急体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 救助・救急体制の整備</p> <p>(略)</p>	
P 5 4	<p>第2 救助・救急資器材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 車両</p> <p>救急車, 救助工作車及びはしご車について, 計画的に整備を図る。消防局における整備状況は, 次のとおりである。</p>	<p>第2 救助・救急資器材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 車両</p> <p>救急車, 救助工作車及びはしご車について, 計画的に整備を図る。消防局における整備状況は, 次のとおりである。</p>	

ページ	現 行						改正案						変更理由		
P 5 4	種 別	救急車		救助工作車		はしご車		種 別	救急車		救助工作車		はしご車		③
		救急自動車 (高規格仕様)	高規格 救急自動車	Ⅱ型	Ⅲ型	42m級	30m級		救急自動車 (高規格仕様)	高規格 救急自動車	Ⅱ型	Ⅲ型	40m級	30m級	
	台 数	8	8	2	1	1	1	台 数	8	8	2	1	1	1	
	(平成27年3月31日現在)						(平成28年3月31日現在)								
	(2) 資器材 救助活動及び救急活動に使用する次の資器材について、整備を推進する。						(2) 資器材 救助活動及び救急活動に使用する次の資器材について、整備を推進する。								
	救急用	・高度救急資器材、非常用救急資器材、消防隊用救命資器材 ・その他（トリアージタック・エアータント等）					救急用	・高度救急資器材、非常用救急資器材、消防隊用救命資器材 ・その他（トリアージタック・エアータント等）							
	救助用	・高度救助用資器材 (ファイバースコープ・画像探索装置・夜間暗視装置・熱画像直視装置・地震計等) ・救助用ユニット (油圧救助器具・空気式救助器具・鉄筋カッター等) ・消防隊員用救助用資器材 (担架・大型万能ハンマー・チェーンソー・エンジンカッター・削岩機・大型バール・鋸, 鉄線ハサミ・大ハンマー・スコップ・救助ロープ・カラビナ等)					救助用	・高度救助用資器材 (ファイバースコープ・画像探索装置・夜間暗視装置・熱画像直視装置・地震警報器等) ・救助用ユニット (油圧救助器具・空気式救助器具・鉄筋カッター等) ・消防隊員用救助用資器材 (担架・大型万能ハンマー・チェーンソー・エンジンカッター・削岩機・大型バール・鋸, 鉄線ハサミ・大ハンマー・スコップ・救助ロープ・カラビナ等)					③		
P 5 8	(略) 第11節 防災拠点の整備						(略) 第11節 防災拠点の整備								
P 6 3	(略) 第2 防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実						(略) 第2 防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実								
	1 防災中枢拠点の整備						1 防災中枢拠点の整備								
	(略)						(略)								
	(1) 防災中枢拠点の整備 災害時に防災中枢拠点となる現在の市役所本庁舎は、耐震性が十分に確保できておらず、防災対策を講じるための施設としての機能やスペースが不足している。 このため、本庁舎の建替え整備を推進する。						(1) 防災中枢拠点の整備 災害時に防災中枢拠点となる現在の市役所本庁舎は、免震構造であり、防災対策を講じるための施設としての機能やスペースを確保しているため、適正に維持管理を行う。						③		
P 6 4	(2) 防災中枢拠点機能の強化 市役所の災害対策本部機能を強化するため、危機管理課の整備を進める。併せて、防災に関する情報システムを構築するとともに、取り扱い訓練等を実施し防災対応力の強化を図る。						(2) 防災中枢拠点機能の強化 市役所の災害対策本部機能を強化するため、各対策部及び関係機関との連携並びに防災情報システムの取り扱い訓練等を実施し防災対応力の強化を図る。						③		
	(略)						(略)								

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 6 5	第12節 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 (略)	第12節 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 (略)	
P 6 6	第2 食糧及び給食用資器材の備蓄及び調達体制 1 基本的事項 (略) (2) 備蓄品目・備蓄場所	第2 食糧及び給食用資器材の備蓄及び調達体制 1 基本的事項 (略) (2) 備蓄品目・備蓄場所	
	備蓄品目 アルファ米・即席粥・クラッカー・粉ミルク・その他栄養補助商品	備蓄品目 アルファ米・即席粥・クラッカー・粉ミルク・その他栄養補助商品	
	備蓄場所 呉市福祉会館, 呉市総合体育館 (オークアリーナ) (略)	備蓄場所 呉市役所本庁舎, 呉市総合体育館 (オークアリーナ) (略)	②
P 6 7	第3 飲料水の給水・調達体制 1 基本的事項 (略) (2) 備蓄品目 _____ (略)	第3 飲料水の給水・調達体制 1 基本的事項 (略) (2) 備蓄品目・備蓄場所 (略)	③
P 6 8	第4 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 1 基本的事項 (略) (2) 備蓄品目 _____	第4 生活必需品の備蓄及び調達体制の整備 1 基本的事項 (略) (2) 備蓄品目・備蓄場所	③
	備蓄品目 簡易トイレ・紙おむつ (乳幼児・成人)・女性用衛生用品・プライバシーテント・ほ乳瓶	備蓄品目 簡易トイレ・紙おむつ (乳幼児・成人)・女性用衛生用品・プライバシーテント・ほ乳瓶	
	備蓄場所 呉市福祉会館, 呉市総合体育館 (オークアリーナ) (略)	備蓄場所 呉市役所本庁舎, 呉市総合体育館 (オークアリーナ) (略)	②
P 7 7	第19節 要配慮者の安全確保体制の整備 (略)	第19節 要配慮者の安全確保体制の整備 (略)	
	第3 地域における対策 1 避難行動要支援者の支援体制の整備 (1) 避難支援プランの策定 (略)	第3 地域における対策 1 避難行動要支援者の支援体制の整備 (1) 避難支援プランの策定 (略)	
P 7 8	この際には、消防機関、県警察、民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織の他、災害情報の提供に関する協定を締結した福祉事業者、教育機関、ボランティア団体、事業所、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）の参画を促すものとする。 (2) 避難行動要支援者名簿の作成	この際には、消防機関、県警察、民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織など、 _____ 避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）の参画を促すものとする。 (2) 避難行動要支援者名簿の作成	③

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 7 8	<p>市は、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</p> <p>ア 避難行動要支援者の対象 避難行動要支援者の対象は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">対象範囲</p> <p>生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方</p> <p>①要介護認定3～5を受けている者</p> <p>②視覚障がい者、聴覚障がい者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障がい者手帳1～3級の者</p> <p>③療育手帳A以上の者</p> <p>④上記以外で、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有 (略)</p> <p>(略)</p> <p>・転出や死亡等により、避難行動要支援者の移動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。</p> <p>・避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所 _____ 等をしたことを把握した場合も同様とする。</p>	<p>市は、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</p> <p>ア 避難行動要支援者の対象 避難行動要支援者の対象は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">対象範囲</p> <p>生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方</p> <p>(ア) 一人暮らしの者又は満65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の認定を受けている者</p> <p>(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 肢体不自由障害のうち下肢機能、体幹機能又は移動機能に障害を有し、その障害の程度が1級、2級又は3級</p> <p>② 視覚又は聴覚に障害を有し、その障害の程度が1級又は2級</p> <p>(ウ) 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が○A又はAである者</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、難病等により特に避難等の支援が必要と認められる者</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有 (略)</p> <p>(略)</p> <p>・転居や死亡等により、避難行動要支援者の移動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。</p> <p>・避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所や医療機関への長期間の入院等をしたことを把握した場合も同様とする。</p>	<p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p> <p>③</p>
P 7 9	<p>(略)</p> <p>(4) 個別計画の策定 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、コーディネーターとなる民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、福祉事業者等を中心に、避難行動要支援者と打ち合わせ、具体的な避難支援等の方法等についての個別計画を策定するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 個別計画の策定 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、 _____ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等 _____ を中心に、避難行動要支援者と打ち合わせ、具体的な避難支援等の方法等についての個別計画を策定するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>③</p> <p>③</p>
P 8 4	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 組織・動員計画</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 組織・動員計画</p>	<p>③</p> <p>③</p>

ページ	現 行	改正案	変更理由																																				
P 8 4	(略) 第 2 災害対策本部設置前の体制 (略) 2 災害注意体制（注意体制） (1) 発令の基準 <u>総務部長</u> は、次の場合に災害注意体制を発令する。	(略) 第 2 災害対策本部設置前の体制 (略) 2 災害注意体制（注意体制） (1) 発令の基準 <u>危機管理監</u> は、次の場合に災害注意体制を発令する。																																					
	<table border="1" data-bbox="259 379 1115 593"> <thead> <tr> <th>指令者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令の基準</th> <th>発令に当たっての判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><u>総務部長</u></td> <td rowspan="4">風水害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	指令者	災害の種類	発令の基準	発令に当たっての判断基準	<u>総務部長</u>	風水害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1146 379 1998 593"> <thead> <tr> <th>指令者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令の基準</th> <th>発令に当たっての判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><u>危機管理監</u></td> <td rowspan="4">風水害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	指令者	災害の種類	発令の基準	発令に当たっての判断基準	<u>危機管理監</u>	風水害	(略)	② ②											
指令者	災害の種類	発令の基準	発令に当たっての判断基準																																				
<u>総務部長</u>	風水害	(略)	(略)																																				
		(略)	(略)																																				
		(略)	(略)																																				
		(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																				
指令者	災害の種類	発令の基準	発令に当たっての判断基準																																				
<u>危機管理監</u>	風水害	(略)	(略)																																				
		(略)	(略)																																				
		(略)	(略)																																				
		(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																				
P 8 5	(略) (3) 廃止 災害注意体制の廃止は、上記に係る要因がなくなったと認めたとときとし、 <u>総務部長</u> が決定する。 (略) (5) 災害対策部長会議 ア <u>総務部長</u> は、必要に応じ災害対策部長会議の開催を指示する。 なお、災害監視体制時又は災害警戒本部体制時において、 <u>総務部長</u> が必要と認める場合にも開催を指示できるものとする。 イ 災害対策部長会議は、 <u>総務部長</u> 、 <u>市民部長</u> 、 <u>産業部長</u> 、 <u>都市部長</u> 、 <u>土木部長</u> 、 <u>消防局副局長</u> その他関係部長をもって構成する。 ウ 災害対策部長会議場所は、 <u>市役所本庁舎総務部長室</u> とする。	(略) (3) 廃止 災害注意体制の廃止は、上記に係る要因がなくなったと認めたとときとし、 <u>危機管理監</u> が決定する。 (略) (5) 災害対策部長会議 ア <u>危機管理監</u> は、必要に応じ災害対策部長会議の開催を指示する。 なお、災害監視体制時又は災害警戒本部体制時において、 <u>危機管理監</u> が必要と認める場合にも開催を指示できるものとする。 イ 災害対策部長会議は、 <u>総務部長</u> 、 <u>危機管理監</u> 、 <u>市民部長</u> 、 <u>産業部長</u> 、 <u>都市部長</u> 、 <u>土木部長</u> 、 <u>消防局副局長</u> その他関係部長をもって構成する。 ウ 災害対策部長会議場所は、 <u>市役所防災会議室</u> とする。	② ② ② ②																																				
P 8 6	(略) (7) 組織等 (略) <table border="1" data-bbox="268 1155 1115 1299"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他<u>総務部長</u> が指定する課</td> <td>被害情報等の収集等その課の事務</td> </tr> </tbody> </table>	組織	所掌事務	(略)	(略)	その他 <u>総務部長</u> が指定する課	被害情報等の収集等その課の事務	(略) (7) 組織等 (略) <table border="1" data-bbox="1151 1155 1998 1299"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他<u>危機管理監</u> が指定する課</td> <td>被害情報等の収集等その課の事務</td> </tr> </tbody> </table>	組織	所掌事務	(略)	(略)	その他 <u>危機管理監</u> が指定する課	被害情報等の収集等その課の事務	② ②																								
組織	所掌事務																																						
(略)	(略)																																						
その他 <u>総務部長</u> が指定する課	被害情報等の収集等その課の事務																																						
組織	所掌事務																																						
(略)	(略)																																						
その他 <u>危機管理監</u> が指定する課	被害情報等の収集等その課の事務																																						
	3 災害警戒体制（警戒体制） (1) 設置の基準 <u>総務部長</u> は、次の場合に災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。	3 災害警戒体制（警戒体制） (1) 設置の基準 <u>危機管理監</u> は、次の場合に災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。	②																																				

ページ	現 行				改正案				変更理由			
P 8 6	設置者	災害の種類	設置の基準	設置に当たっての判断基準	設置者	災害の種類	設置の基準	設置に当たっての判断基準	②			
	<u>総務部長</u>	風水害	(略)	(略)	<u>危機管理監</u>	風水害	(略)	(略)				
			(略)	(略)			(略)	(略)				
			(略)	(略)			(略)	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
P 8 7	(略) (4) 廃止 警戒本部の廃止は、上記に係る要因がなくなったと認めたとし、 <u>総務部長</u> が決定する。 (5) 設置及び廃止の通知 ア <u>総務部長</u> は、警戒本部を設置する場合は、市長、副市長（以下「市長等」という。）に報告し、関係機関に通知するとともに、その旨を表示する。 (略) (7) 警戒本部の組織の構成及び分掌事務 警戒本部の組織の構成及び分掌事務は、次のとおりとする。 ア 警戒本部長等 (ア) 警戒本部長は、 <u>総務部長</u> とする。 (略) (イ) 警戒副本部長は、 <u>市民部長</u> とする。 (略)				(略) (4) 廃止 警戒本部の廃止は、上記に係る要因がなくなったと認めたとし、 <u>危機管理監</u> が決定する。 (5) 設置及び廃止の通知 ア <u>危機管理監</u> は、警戒本部を設置する場合は、市長、副市長（以下「市長等」という。）に報告し、関係機関に通知するとともに、その旨を表示する。 (略) (7) 警戒本部の組織の構成及び分掌事務 警戒本部の組織の構成及び分掌事務は、次のとおりとする。 ア 警戒本部長等 (ア) 警戒本部長は、 <u>危機管理監</u> とする。 (略) (イ) 警戒副本部長は、 <u>総務部長</u> とする。 (略)				②	②	②	②
P 8 8	組 織		所 掌 事 務		組 織		所 掌 事 務		②			
	(略)		(略)		(略)		(略)					
	<u>その他総務部長</u> が指定する課		被害情報等の収集等その課の事務		<u>その他危機管理監</u> が指定する課		被害情報等の収集等その課の事務		②			
P 8 9	【災害警戒本部組織図】 表 (略) (8) 災害対策会議 (略) イ 災害対策会議は、市長（随時出席）、副市長_____、消防局長、総務部長、市民部長、産業部長、都市部長、土木部長その他関係部長をもって構成する。 ウ 災害対策会議場所は、市役所本庁舎3階市長会議室とする。(電話3486～3489)				【災害警戒本部組織図】 表 別紙1のとおり (8) 災害対策会議 (略) イ 災害対策会議は、市長（随時出席）、副市長、 <u>危機管理監</u> 、消防局長、総務部長、市民部長、産業部長、都市部長、土木部長その他関係部長をもって構成する。 ウ 災害対策会議場所は、市役所防災会議室_____とする。_____				②	②	②	

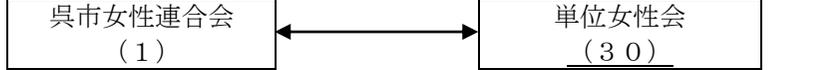
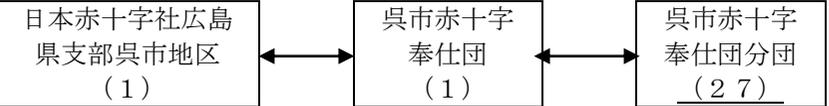
ページ	現 行	改正案	変更理由																				
P 9 0	(略) 第3 災害対策本部設置以降の体制（非常体制）	(略) 第3 災害対策本部設置以降の体制（非常体制）																					
P 9 1	(略) 2 事務局 (略) (3) 事務局は、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集や提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。 なお、事務局の組織及び主な分掌事務は、次のとおりとし、これら以外にも災害応急対策等に係る事務を各対策部及び防災関係機関等と連携して行う。 表 (略)	(略) 2 事務局 (略) (3) 事務局は、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集や提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。 なお、事務局の組織及び主な分掌事務は、次のとおりとし、これら以外にも災害応急対策等に係る事務を各対策部及び防災関係機関等と連携して行う。 表 別紙2のとおり	②																				
P 9 5	3 設置場所 災害対策本部は、原則として市役所本庁3階市長会議室に設置する。ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。 (略) 6 設置又は廃止の通知 (略) (5) 呉市防災会議委員、関係機関等への通知先及び方法は、次のとおりとする。	3 設置場所 災害対策本部は、原則として市役所防災会議室_____に設置する。ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。 (略) 6 設置又は廃止の通知 (略) (5) 呉市防災会議委員、関係機関等への通知先及び方法は、次のとおりとする。	②																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国財務局呉出張所</td> <td>電話等迅速な方法 21-6411</td> </tr> <tr> <td>中国四国農政局<u>広島地域センター</u></td> <td>電話等迅速な方法 (082)228-5840</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通知先	通知方法等	(略)	(略)	中国財務局呉出張所	電話等迅速な方法 21-6411	中国四国農政局 <u>広島地域センター</u>	電話等迅速な方法 (082)228-5840	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国財務局呉出張所</td> <td>電話等迅速な方法 21-6411</td> </tr> <tr> <td>中国四国農政局<u>広島支局</u></td> <td>電話等迅速な方法 (082)228-5840</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通知先	通知方法等	(略)	(略)	中国財務局呉出張所	電話等迅速な方法 21-6411	中国四国農政局 <u>広島支局</u>	電話等迅速な方法 (082)228-5840	(略)	(略)	③
通知先	通知方法等																						
(略)	(略)																						
中国財務局呉出張所	電話等迅速な方法 21-6411																						
中国四国農政局 <u>広島地域センター</u>	電話等迅速な方法 (082)228-5840																						
(略)	(略)																						
通知先	通知方法等																						
(略)	(略)																						
中国財務局呉出張所	電話等迅速な方法 21-6411																						
中国四国農政局 <u>広島支局</u>	電話等迅速な方法 (082)228-5840																						
(略)	(略)																						
P 9 7	(略) 8 災害対策本部の組織及び運営 (略) (2) 本部長付 ア 本部長付は、消防局長_____, 上下水道事業管理者及び教育長をもって充てる。 (略) (6) 災害対策本部の組織及び分掌事務 災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。 表 (略)	(略) 8 災害対策本部の組織及び運営 (略) (2) 本部長付 ア 本部長付は、消防局長, <u>危機管理監</u> , 上下水道事業管理者及び教育長をもって充てる。 (略) (6) 災害対策本部の組織及び分掌事務 災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。 表 別紙3のとおり	② ②																				

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 1 1 8	(略) 【災害対策本部組織図】 表 (略)	(略) 【災害対策本部組織図】 表 別紙4のとおり	②
P 1 2 0	第4 動員計画 (略)	第4 動員計画 (略)	
P 1 2 1	<p>2 動員の方法</p> <p>(1) 勤務時間内の場合 体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員したものとみなす。 動員対象者が休務の場合にあつては、各自が<u>防災情報メール</u>、緊急速報メール、テレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や警報等を確認し、市域で震度5弱以上を観測したとき、若しくは広島県に津波警報又は大津波警報が発表された場合は自動参集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 勤務時間外の場合 動員対象者は、各自が<u>防災情報メール</u>、テレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や警報等を確認し、市域で震度5弱以上を観測したとき、若しくは広島県に津波警報又は大津波警報が発表された場合は自動参集する。 また、体制発令の伝達に併せて各部局からの連絡を受けて参集する。</p> <p>(3) <u>伝達系統</u> 職員の動員に当たっては、次の系統により伝達を行う。なお、各部局及び関連施設等においては、事前に定める連絡体制（動員の順位、連絡方法等）に基づき、伝達を行う。</p> <div data-bbox="264 1070 1104 1251" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A["災害対策本部 (総務対策部) * 災害対策本部設置以前は 危機管理課"] -- "口頭・電話 庁内LAN" --> B["総務部長 (消防局・上下 水道局は各対 策部長)"] B -- "口頭 電話" --> C["各部長"] C -- "口頭 電話" --> D["各班長"] D -- "口頭 電話" --> E["各社員"] </pre> </div>	<p>2 動員の方法</p> <p>(1) 勤務時間内の場合 体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員したものとみなす。 動員対象者が休務の場合にあつては、各自が<u>呉市職員防災メール</u>、緊急速報メール、テレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や警報等を確認し、市域で震度5弱以上を観測したとき、若しくは広島県に津波警報又は大津波警報が発表された場合は自動参集する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 勤務時間外の場合 動員対象者は、各自が<u>呉市職員防災メール</u>、テレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や警報等を確認し、市域で震度5弱以上を観測したとき、若しくは広島県に津波警報又は大津波警報が発表された場合は自動参集する。 また、体制発令の伝達に併せて各部局からの連絡を受けて参集する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	③ ③ ③
P 1 4 7	(略) 第5節 広域相互応援計画	(略) 第5節 広域相互応援計画	
P 1 4 8	(略) 3 消防における相互応援協力 (略)	(略) 3 消防における相互応援協力 (略)	

ページ	現 行	改正案	変更理由																																				
P 1 5 0	<p>(4) 緊急消防援助隊による応援 (略) イ 調整本部の設置 調整本部の組織及び業務内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="250 309 1115 1046"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="250 309 1115 347">広島県</th> </tr> <tr> <th data-bbox="250 347 443 386">(略)</th> <th data-bbox="443 347 1115 386">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="250 386 443 523">調整本部員</td> <td data-bbox="443 386 1115 523">県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 広島県に派遣された指揮支援部隊長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 523 443 1046">調整本部の業務</td> <td data-bbox="443 523 1115 1046"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。 ・被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地に属する県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救急、後方支援等の活動の調整に関すること。 ・各種情報の集約・整理に関すること。 ・自衛隊・警察等関係機関との連絡に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 指揮体制</p> <table border="1" data-bbox="250 1082 1115 1439"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="250 1082 1115 1120">呉市</th> </tr> <tr> <th data-bbox="250 1120 443 1158">(略)</th> <th data-bbox="443 1120 1115 1158">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="250 1158 443 1197">設置場所</td> <td data-bbox="443 1158 1115 1197">呉市災害対策本部又は消防局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 1197 443 1235">(略)</td> <td data-bbox="443 1197 1115 1235">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="250 1235 1115 1439"> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援本部は災害対策本部(又は消防局)に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。 ・指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理 </td> </tr> </tbody> </table>	広島県		(略)	(略)	調整本部員	県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 広島県に派遣された指揮支援部隊長	調整本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。 ・被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地に属する県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救急、後方支援等の活動の調整に関すること。 ・各種情報の集約・整理に関すること。 ・自衛隊・警察等関係機関との連絡に関すること。 	呉市		(略)	(略)	設置場所	呉市災害対策本部又は消防局	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援本部は災害対策本部(又は消防局)に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。 ・指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理 		<p>(4) 緊急消防援助隊による応援 (略) イ 調整本部の設置 調整本部の組織及び業務内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 309 2002 1046"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1137 309 2002 347">広島県</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1137 347 1330 386">(略)</th> <th data-bbox="1330 347 2002 386">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 386 1330 523">調整本部員</td> <td data-bbox="1330 386 2002 523">県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 広島県に派遣された指揮支援部隊長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 523 1330 1046">調整本部の業務</td> <td data-bbox="1330 523 2002 1046"> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ・被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 ・緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。 ・自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。 ・都道府県災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。 ・県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 ・災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 指揮体制</p> <table border="1" data-bbox="1137 1082 2002 1439"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1137 1082 2002 1120">呉市</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1137 1120 1330 1158">(略)</th> <th data-bbox="1330 1120 2002 1158">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1158 1330 1197">設置場所</td> <td data-bbox="1330 1158 2002 1197">呉市災害対策本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1197 1330 1235">(略)</td> <td data-bbox="1330 1197 2002 1235">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 1235 2002 1439"> <ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援本部は災害対策本部 _____ に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。 ・指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理 </td> </tr> </tbody> </table>	広島県		(略)	(略)	調整本部員	県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 広島県に派遣された指揮支援部隊長	調整本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ・被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 ・緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。 ・自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。 ・都道府県災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。 ・県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 ・災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。 	呉市		(略)	(略)	設置場所	呉市災害対策本部	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援本部は災害対策本部 _____ に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。 ・指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理 		<p>③</p> <p>③</p> <p>③</p>
広島県																																							
(略)	(略)																																						
調整本部員	県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 広島県に派遣された指揮支援部隊長																																						
調整本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。 ・被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地に属する県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救急、後方支援等の活動の調整に関すること。 ・各種情報の集約・整理に関すること。 ・自衛隊・警察等関係機関との連絡に関すること。 																																						
呉市																																							
(略)	(略)																																						
設置場所	呉市災害対策本部又は消防局																																						
(略)	(略)																																						
<ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援本部は災害対策本部(又は消防局)に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。 ・指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理 																																							
広島県																																							
(略)	(略)																																						
調整本部員	県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 広島県に派遣された指揮支援部隊長																																						
調整本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ・被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 ・緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。 ・自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。 ・都道府県災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。 ・県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 ・災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。 																																						
呉市																																							
(略)	(略)																																						
設置場所	呉市災害対策本部																																						
(略)	(略)																																						
<ul style="list-style-type: none"> ・指揮支援本部は災害対策本部 _____ に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。 ・指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理 																																							

ページ	現 行						改正案						変更理由
P 1 8 0	施設名	開設者	病 床 数			救急車等の有無	施設名	開設者	病 床 数			救急車等の有無	③
			一般	精神	結核				一般	精神	結核		
	呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	650	50		有	呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	650	50		有	
	中国労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	410			有	中国労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構	410			有	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(使用許可病床数 平成25年4月1日現在)						(使用許可病床数 平成28年4月1日現在)							
(2) 助産施設						(2) 助産施設							
	施設名	開設者	病床数	摘要		施設名	開設者	病床数	摘要				
	呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	50	産婦人科病床数		呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	50	産婦人科病床数		③		
	中国労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	47	産婦人科・小児病床数		中国労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構	47	産婦人科・小児病床数		③		
第16節 交通確保, 規制, 障害物除去計画						第16節 交通確保, 規制, 障害物除去計画							
(略)						(略)							
第1 交通確保, 規制						第1 交通確保, 規制							
(略)						(略)							
P 1 8 3	2 公共交通機関の運行						2 公共交通機関の運行						
	(1) 報告など						(1) 報告など						
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社呉管理駅長及び広島電鉄株式会社管理者は、被害が発生するおそれがあり運行経路を変更した時は、速やかに市長に報告又は通知するものとする。						西日本旅客鉄道株式会社広島支社呉管理駅長及び広島電鉄株式会社バス事業本部呉輸送営業部長は、被害が発生するおそれがあり運行経路を変更した時は、速やかに市長に報告又は通知するものとする。					③	
(略)						(略)							
P 1 9 3	第19節 要配慮者対策計画						第19節 要配慮者対策計画						
(略)						(略)							
P 1 9 4	3 児童に係る対策						3 児童に係る対策						
	(4) 母子家庭等の支援						(4) 母子家庭等の支援						
	(略)						(略)						
	イ 県及び関係機関と協力し、母子寡婦福祉資金の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に係る情報の提供に努める。						イ 県及び関係機関と協力し、母子父子寡婦福祉資金の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に係る情報の提供に努める。					③	
(略)						(略)							
P 1 9 6	第21節 食糧, 飲料水及び生活必需品等の供給計画						第21節 食糧, 飲料水及び生活必需品等の供給計画						

ページ	現 行	改正案	変更理由																																
P 1 9 7	(略) 第2 食糧の確保及び供給 2 食糧の供給	(略) 第2 食糧の確保及び供給 2 食糧の供給																																	
P 1 9 8	(略) (3) 食糧供給の手段・方法 (略) 【炊き出しのできる給食施設を有する施設】 <u>数値データ等の修正 (表略)</u>	(略) (3) 食糧供給の手段・方法 (略) 【炊き出しのできる給食施設を有する施設】 <u>別紙5のとおり</u>	③																																
P 2 0 0	(略) 第3 飲料水等の供給	(略) 第3 飲料水等の供給																																	
P 2 0 2	5 上水道, 応急給水機器の状況 (1) 上水道とその規模	5 上水道, 応急給水機器の状況 (1) 上水道とその規模																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>浄水場等名</th> <th>給水区域</th> <th>給水能力 (m³/日)</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮原浄水場</td> <td>中央・宮原・警固屋・阿賀・ 広・音戸の各一部</td> <td>78,800</td> <td>21- 2946</td> </tr> <tr> <td>広島県営水道 (県宮原浄水系)</td> <td>天応・吉浦・仁方・川尻・ 倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・ 豊浜</td> <td><u>17,600</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島県営水道 (県瀬野川浄水系)</td> <td>広の一部, 昭和・郷原・安 浦</td> <td><u>19,300</u></td> <td>33- 0021</td> </tr> </tbody> </table>	浄水場等名	給水区域	給水能力 (m ³ /日)	電話	宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・ 広・音戸の各一部	78,800	21- 2946	広島県営水道 (県宮原浄水系)	天応・吉浦・仁方・川尻・ 倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・ 豊浜	<u>17,600</u>		広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部, 昭和・郷原・安 浦	<u>19,300</u>	33- 0021	<table border="1"> <thead> <tr> <th>浄水場等名</th> <th>給水区域</th> <th>給水能力 (m³/日)</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮原浄水場</td> <td>中央・宮原・警固屋・阿賀・ 広・音戸の各一部</td> <td>78,800</td> <td>21- 2946</td> </tr> <tr> <td>広島県営水道 (県宮原浄水系)</td> <td>天応・吉浦・仁方・川尻・ 倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・ 豊浜</td> <td><u>14,860</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島県営水道 (県瀬野川浄水系)</td> <td>広の一部, 昭和・郷原・安 浦</td> <td><u>22,060</u></td> <td>33- 0021</td> </tr> </tbody> </table>	浄水場等名	給水区域	給水能力 (m ³ /日)	電話	宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・ 広・音戸の各一部	78,800	21- 2946	広島県営水道 (県宮原浄水系)	天応・吉浦・仁方・川尻・ 倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・ 豊浜	<u>14,860</u>		広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部, 昭和・郷原・安 浦	<u>22,060</u>	33- 0021	③
浄水場等名	給水区域	給水能力 (m ³ /日)	電話																																
宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・ 広・音戸の各一部	78,800	21- 2946																																
広島県営水道 (県宮原浄水系)	天応・吉浦・仁方・川尻・ 倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・ 豊浜	<u>17,600</u>																																	
広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部, 昭和・郷原・安 浦	<u>19,300</u>	33- 0021																																
浄水場等名	給水区域	給水能力 (m ³ /日)	電話																																
宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・ 広・音戸の各一部	78,800	21- 2946																																
広島県営水道 (県宮原浄水系)	天応・吉浦・仁方・川尻・ 倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・ 豊浜	<u>14,860</u>																																	
広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部, 昭和・郷原・安 浦	<u>22,060</u>	33- 0021																																
	(2) 応急給水機器保有数 <u>数値データ等の修正 (表略)</u>	(2) 応急給水機器保有数 <u>別紙6のとおり</u>	③																																
P 2 1 6	(略) 第27節 住宅の確保及び応急対策計画 (略) 1 応急住宅の提供 (略) (3) 応急仮設住宅の建設	(略) 第27節 住宅の確保及び応急対策計画 (略) 1 応急住宅の提供 (略) (3) 応急仮設住宅の建設	③																																
P 2 1 7	(略) ウ 建築基準 建設基準は, 次のとおりである。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 規模</td> <td>1戸当たり29.7㎡以内</td> </tr> <tr> <td>2 構造</td> <td>木造平家建て(連続建て)</td> </tr> <tr> <td>3 費用</td> <td>1戸当たり2,034,000円以内(整地費, 建築費, 附帯)</td> </tr> </tbody> </table>	1 規模	1戸当たり29.7㎡以内	2 構造	木造平家建て(連続建て)	3 費用	1戸当たり2,034,000円以内(整地費, 建築費, 附帯)	(略) ウ 建築基準 建設基準は, 次のとおりである。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 規模</td> <td>1戸当たり29.7㎡以内</td> </tr> <tr> <td>2 構造</td> <td>木造平家建て(連続建て)</td> </tr> <tr> <td>3 費用</td> <td>1戸当たり2,530,000円以内(整地費, 建築費, 附帯)</td> </tr> </tbody> </table>	1 規模	1戸当たり29.7㎡以内	2 構造	木造平家建て(連続建て)	3 費用	1戸当たり2,530,000円以内(整地費, 建築費, 附帯)	③																				
1 規模	1戸当たり29.7㎡以内																																		
2 構造	木造平家建て(連続建て)																																		
3 費用	1戸当たり2,034,000円以内(整地費, 建築費, 附帯)																																		
1 規模	1戸当たり29.7㎡以内																																		
2 構造	木造平家建て(連続建て)																																		
3 費用	1戸当たり2,530,000円以内(整地費, 建築費, 附帯)																																		

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 2 1 7	<p>工事費等一切を含む。)</p> <p>4 着工期限 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p>5 貸与期間 原則として完成の日から特別な場合を除き<u>最長2年以内</u>とする。</p>	<p>工事費等一切を含む。)</p> <p>4 着工期限 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p>5 貸与期間 原則として完成の日から特別な場合を除き<u>最長2年3ヶ月以内</u>とする。</p>	③
(略)	(略)	(略)	
P 2 2 1	<p>第30節 隣保互助に係る公共的団体活動の協力計画</p>	<p>第30節 隣保互助に係る公共的団体活動の協力計画</p>	
(略)	(略)	(略)	
1	<p>公共的団体の種別及び組織</p>	<p>公共的団体の種別及び組織</p>	
(略)	(略)	(略)	
(2)	<p>女性会</p>	<p>女性会</p>	
		③	
(3)	<p>赤十字奉仕団</p>	<p>赤十字奉仕団</p>	
		③	
(略)	(略)	(略)	
P 2 2 9	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p>	
(略)	(略)	(略)	
P 2 3 2	<p>第2節 生活再建等支援対策の実施</p>	<p>第2節 生活再建等支援対策の実施</p>	
(略)	(略)	(略)	
3	<p>り災証明の交付</p>	<p>り災証明の交付</p>	
<p>災害により被害を受けた家屋等の使用者，一時滞在者，所有者等からの申請によるものとし，前項のり災証明を行う者が申請を受け付け，り災証明書を作成し，これらの者に交付する。</p> <p>ただし，火災のり災証明については，呉市火災調査規程第63条の規定に基づき行う。</p> <p>なお，り災証明書の交付について被災状況が確認できないときは，申請者の申告により<u>仮のり災証明書</u>を交付することができる。</p> <p>この場合，調査確認をしたときは，り災証明書に切り替え交付する。</p>	<p>災害により被害を受けた家屋等の使用者，一時滞在者，所有者等からの申請によるものとし，前項のり災証明を行う者が申請を受け付け，り災証明書を作成し，これらの者に交付する。</p> <p>ただし，火災のり災証明については，呉市火災調査規程第63条の規定に基づき行う。</p> <p>なお，り災証明書の交付について被災状況が確認できないときは，申請者の申告により<u>り災届出証明書</u>を交付することができる。</p>	③	
P 2 3 3	<p>4 り災証明の様式</p>	<p>4 り災証明の様式</p>	
(1)	<p>被災者台帳（別表第1）</p>	<p>被災者台帳（別表第1）</p>	
<p>(2) り災証明書（別表第2-1），り災証明書（別表第2-2 被災者支援システム用）</p>	<p>(2) り災証明書（別表第2）</p>	③	
(3)	<p>り災証明書交付申請書（別表第3）</p>	<p>り災証明書交付申請書（別表第3）</p>	
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>り災届出証明書（別表第4）</u></p>	③	

ページ	現 行	改正案	変更理由																																																																
P 2 3 5	(新規) (略) 第 4 融資・貸付その他資金等による支援	(5) り災届出証明書交付申請書(別表第5) (略) 第 4 融資・貸付その他資金等による支援	③																																																																
P 2 3 6	(略) 2 災害融資制度 (略)	(略) 2 災害融資制度 (略)																																																																	
	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉基金</td> <td>被災した母子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。なお、住宅資金や転宅資金等の貸付制度もある。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	生活福祉資金	(略)	母子寡婦福祉基金	被災した母子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。なお、住宅資金や転宅資金等の貸付制度もある。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金</td> <td>被災した母(父)子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、住宅資金や転宅資金等の貸付制度もある。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	生活福祉資金	(略)	母子父子寡婦福祉資金	被災した母(父)子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、住宅資金や転宅資金等の貸付制度もある。	(略)	(略)	③																																																
(略)	(略)																																																																		
生活福祉資金	(略)																																																																		
母子寡婦福祉基金	被災した母子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。なお、住宅資金や転宅資金等の貸付制度もある。																																																																		
(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)																																																																		
生活福祉資金	(略)																																																																		
母子父子寡婦福祉資金	被災した母(父)子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、住宅資金や転宅資金等の貸付制度もある。																																																																		
(略)	(略)																																																																		
P 2 4 4	(略) 別表第 1 被災者台帳 (書式 略)	(略) 別表第 1 被災者台帳 書式 別紙7のとおり	③																																																																
P 2 4 5	別表第 2-1 り災証明書 (書式 略)	別表第 2 り災証明書 書式 別紙8のとおり	③																																																																
P 2 4 6	別表第 2-2 り災証明書(被災者支援システム用)	(削除)																																																																	
P 2 4 7	別表第 3 り災証明書交付申請書 (新規)	別表第 3 り災証明書交付申請書	③																																																																
	(新規)	別表第 4 り災届出証明書	③																																																																
	(新規)	書式 別紙9のとおり	③																																																																
	(新規)	別表第 5 り災届出証明書交付申請書	③																																																																
	(新規)	書式 別紙10のとおり	③																																																																
P 2 4 8	別表第 4 災害復旧又は災害復興のための資金に窮する者への融資制度 (略)	別表第 6 災害復旧又は災害復興のための資金に窮する者への融資制度 (略)	③																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係法令</th> <th>貸付金の種類</th> <th>(略)</th> <th>貸付対象者</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>母子及び寡婦福祉法</td> <td>母子(寡婦)福祉資金(住宅資金)</td> <td>(略)</td> <td>母子家庭の母、 寡婦</td> <td>1回 200万円</td> <td>保証人 有 無 利子 保証人 無 1.5%</td> <td>6年以 内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	関係法令	貸付金の種類	(略)	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	母子及び寡婦福祉法	母子(寡婦)福祉資金(住宅資金)	(略)	母子家庭の母、 寡婦	1回 200万円	保証人 有 無 利子 保証人 無 1.5%	6年以 内	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係法令</th> <th>貸付金の種類</th> <th>(略)</th> <th>貸付対象者</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法</td> <td>母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)</td> <td>(略)</td> <td>母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦</td> <td>1回 200万円</td> <td>保証人 有 無 利子 保証人 無 1.0%</td> <td>7年以 内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	関係法令	貸付金の種類	(略)	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限	(略)	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)	(略)	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦	1回 200万円	保証人 有 無 利子 保証人 無 1.0%	7年以 内	(略)	③																								
関係法令	貸付金の種類	(略)	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
母子及び寡婦福祉法	母子(寡婦)福祉資金(住宅資金)	(略)	母子家庭の母、 寡婦	1回 200万円	保証人 有 無 利子 保証人 無 1.5%	6年以 内	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
関係法令	貸付金の種類	(略)	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)	(略)	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦	1回 200万円	保証人 有 無 利子 保証人 無 1.0%	7年以 内	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
	(略)	(略)																																																																	

ページ	現 行	改正案	変更理由																																																												
P 2 5 1	<p align="center">第 5 章 石油貯蔵施設地帯防災対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 吉浦貯油所の現況</p> <p>(略)</p> <p>2 施設の概要</p> <p>吉浦貯油所における各施設は、次のとおりである。</p> <p>(1) 燃料貯蔵施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵所区分</th> <th>施設数</th> <th>品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td align="center">8</td> <td>第1・2・3・4石油類及びその他</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td align="center">6</td> <td>第2・3石油類</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td align="center">1</td> <td>第2石油類</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td align="center">2</td> <td>第2石油類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 燃料取扱施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱所区分</th> <th>施設数</th> <th>品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移送取扱所</td> <td align="center">1</td> <td>第1・2石油類</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td align="center">7</td> <td>第1・2・3石油類</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵所区分	施設数	品 名	屋内貯蔵所	8	第1・2・3・4石油類及びその他	屋外タンク貯蔵所	6	第2・3石油類	(略)	(略)	(略)	移動タンク貯蔵所	1	第2石油類	(略)	(略)	(略)	地下タンク貯蔵所	2	第2石油類	取扱所区分	施設数	品 名	移送取扱所	1	第1・2石油類	一般取扱所	7	第1・2・3石油類	<p align="center">第 5 章 石油貯蔵施設地帯防災対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節 吉浦貯油所の現況</p> <p>(略)</p> <p>2 施設の概要</p> <p>吉浦貯油所における各施設は、次のとおりである。</p> <p>(1) 燃料貯蔵施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵所区分</th> <th>施設数</th> <th>品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td align="center">8</td> <td>第1・2・3・4石油類及びその他</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td align="center">3</td> <td>第3石油類</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td align="center">1</td> <td>第1・2石油類</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td align="center">4</td> <td>第2石油類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 燃料取扱施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱所区分</th> <th>施設数</th> <th>品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移送取扱所</td> <td align="center">2</td> <td>第1・2・3石油類</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td align="center">7</td> <td>第1・2・3・4石油類</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵所区分	施設数	品 名	屋内貯蔵所	8	第1・2・3・4石油類及びその他	屋外タンク貯蔵所	3	第3石油類	(略)	(略)	(略)	移動タンク貯蔵所	1	第1・2石油類	(略)	(略)	(略)	地下タンク貯蔵所	4	第2石油類	取扱所区分	施設数	品 名	移送取扱所	2	第1・2・3石油類	一般取扱所	7	第1・2・3・4石油類	<p align="center">③</p> <p align="center">③</p> <p align="center">③</p> <p align="center">③</p> <p align="center">③</p>
貯蔵所区分	施設数	品 名																																																													
屋内貯蔵所	8	第1・2・3・4石油類及びその他																																																													
屋外タンク貯蔵所	6	第2・3石油類																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
移動タンク貯蔵所	1	第2石油類																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
地下タンク貯蔵所	2	第2石油類																																																													
取扱所区分	施設数	品 名																																																													
移送取扱所	1	第1・2石油類																																																													
一般取扱所	7	第1・2・3石油類																																																													
貯蔵所区分	施設数	品 名																																																													
屋内貯蔵所	8	第1・2・3・4石油類及びその他																																																													
屋外タンク貯蔵所	3	第3石油類																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
移動タンク貯蔵所	1	第1・2石油類																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
地下タンク貯蔵所	4	第2石油類																																																													
取扱所区分	施設数	品 名																																																													
移送取扱所	2	第1・2・3石油類																																																													
一般取扱所	7	第1・2・3・4石油類																																																													